



つるその真佐彦

= 真風 =
(県政活動報告)



ホームページ
QRコード

【つるその真佐彦ホームページ <http://www.tsuruzono-masahiko.com/>】

ご挨拶

日頃より私の県政活動に対しまして、温かいご理解ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。令和6年度は総務警察委員会（総務部・危機管理局・男女共同参画局・各種委員会・警察本部等を所管）に所属し、県民の皆様の安全・安心の確保、行政運営の効率化はもとより、防災体制の更なる強化に向けて、避難所運営のマニュアルの見直しや、男女共同参画社会の推進、消費者相談の充実、特殊詐欺被害の未然防止策、高齢者を守る取組の推進、横断歩道等道路標示整備事業など議論を深め、提言を行ってまいりました。

また、平成17年私が座長として提案した、県議会初の議員提案条例「かごしま食と農の県民条例」も国の食料・農業・農村基本法の改正作業に並行して、県農政部によって、県下各地に出向いていただき、県民を代表する方々と意見交換を行うなど、現状や将来の目標に向けた改正作業を進めていただきました。今後の県農政の指針となるものです。

昨年11月には、北薩地域振興局管内の水土里サークル取り組みの現地調査、リーダーの皆さんと意見交換を、さつま町で実施しました。

マスコミ報道等に度々取り上げられました県警察職員による非違事案等の調査は、異例の4月の閉会中委員会から審議を始め、6月9月12月2月4定例議会や7月8月の閉会中委員会でも委員外議員の発言も認め集中審議を行いました。

6年度メンバーでの最後になる3月の常任委員会では特定調査事項の位置づけ、要望事項をまとめ上げ、私から委員会の要望事項として、本部長以下出席の県警幹部職員の前で読み上げたところです。（内容は下記に掲載）

7年度は、文教観光委員会に所属し、長年の県政の課題である県立体育館建設（スポーツコンベンションセンター）増え続ける不登校児問題、教員の不祥事等、少子化に伴う新たな県立高校の在り方など議論を進めて参ります。

これからも、現場の声を大切に、時代の要請を見極めながら、県政の発展と県民福祉の向上に邁進してまいります。引き続き皆様のご指導ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

⑧ 横断歩道等道路標示整備 (284百万円)

横断歩道等の道路標示の補修について、令和7年度から5か年で集中的に取り組み、更なる交通事故抑止対策を推進します。



県警察の非違事案の再発防止に向けた要望

1. 一連の非違事案を踏まえ、報告・相談・指示等の際には複数人で対応し、記録を取るなど、伝達の齟齬が生じないような連絡体制を徹底すること。
2. 県警察の意識改革を図るため、女性やマイノリティの人権を尊重する教養を取り入れるなど、教養の内容を常にブラッシュアップしながら、充実した教養の実施に努めること。
3. 警察職員に対する懲戒処分について、処分の基準が他の公務員等と比較して甘いとされているため、警察庁とも連携しながら、処分基準の見直し等について検討すること。
4. 令和6年8月に策定された再発防止対策について、PDCAサイクルを活用し、適宜見直しと改善を図ることで、全ての県警察職員の参画によって、より効果的で実効性のある非違事案防止対策を講じていくこと。
5. 再発防止対策に掲げた取組や、鹿児島県警察・改革推進委員会等での議論や成果等が県民にしっかりと伝わるよう、情報発信や広報に努めること。
6. 一連の非違事案や今後の出来事を全て「我がこと」として常に受け止め、県民から共感と納得を得て信頼回復を図り、一人ひとりの警察官がやりがいを持って県民の安全・安心を守れる県警察を目指すこと。

令和6年度9月議会 一般質問

1. 農政について

(1) 「かごしま食と農の県民条例」改正の取組について

- ① 条例改正見直しの考え方について
- ② 有識者との意見交換の主な内容について
- ③ 地域別意見交換の主な内容について
- ④ 改正までの今後の作業について
- ⑤ 条例第18条「基本方針」策定について
- ⑥ 食育推進の現状と今後の取組について
- ⑦ 担い手の位置づけについて
- ⑧ 観光産業及び外食産業との、より強力な連携について

2. 土地改良法の見直し内容及び今後のスケジュールについて

3. 災害復旧事業における「改良復旧」の推進について

4. 持続可能な畜産業の振興について

- ① 配合飼料価格安定基金制度について
- ② 自給飼料対策について
- ③ 台風災害対策について
- ④ 奄美・離島における子牛価格急落への対策について

5. 県管理河川の整備について

- ① 隈之城川流域における特定都市河川の指定に向けた取り組み状況について
- ② 樋脇川に（入来麓地区）における水辺空間形成の取組状況

6. 川内港整備促進及びガントリークレーンの整備について



「かごしま食と農の県民条例」改正

1 制定の趣旨【改正なし】

2 目的（第1条）【改正なし】

- 食、農業及び農村に対する県民の理解の深化
- 環境と調和した農業の持続的な発展
- 活力あふれる心豊かな農村社会の建設
- 県民の健康で豊かな生活の向上

3 食、農業及び農村の振興の目標（第2条）【改正なし】

- 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解の深化
- 県民に安全で安心な農畜産物の安定的な供給
- 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源の確保
- 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成、将来にわたる農業の持続的な展開
- 地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備
- 農業及び農村が果たしている多面的機能の充分な発揮

4 責務と役割（第3条～第7条）【改正なし】

(1) 県の責務と役割（第3条）

国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者、教育機関等と連携し、総合的に施策を推進する。

(2) 農業者及び農業団体の責務と役割（第4条）

他産業等との連携に努めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに快適で魅力ある農村づくりに向けて、自ら主体的に取り組む。

(3) 食品関連事業者の責務と役割（第5条）

県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進め、食、農業及び農村の振興への協力を努める。

(4) 県民の役割（第6条）

地産地消、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、食、農業及び農村に関する理解を深めることに努める。

(5) 市町村への要請及び協力（第7条）

ア 市町村に対し、食、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求める。



イ 市町村が実施する食、農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うよう努める。

5 食、農業及び農村の振興に関する主要な施策（第8条）【改正なし】

※下線赤字箇所が改正内容

6 主要施策（第9条～第20条）

(1) 県民の農業及び農村に対する理解の促進に関する施策（第9条）【一部改正】

- ア 農畜産物の持続的な供給の重要性並びに農業及び農村の果たす多面的機能についての理解の促進
- イ 農業に関する情報提供及び学習の機会の充実等の推進
- ウ 都市と農村の交流の促進

(2) 食育及び地産地消に関する施策（第10条）【改正なし】

- ア 学校教育、地域社会及び家庭の場において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供
- イ 地産地消の促進

(3) 我が国の食料供給基地として、食料安全保障の確保に資するための施策（第11条）【一部改正】

- ア 生産、加工、流通及び販売の各段階における履歴を確認できる情報の提供の推進その他安全で安心な農畜産物の安定的な供給
- イ 家畜排せつ物の堆肥化、飼料の生産の拡大その他の地域資源の活用等による農業資材の確保

(4) 環境への負荷の低減に関する施策（第12条）【新設】

- ア 化学肥料及び農薬の低減化の促進、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進
- イ 消費者への適切な情報の提供の推進

(5) 担い手の確保及び育成に関する施策（第13条）【一部改正】

- ア 新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進
- イ 経営意欲のある農業者の経営管理能力の向上その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件の整備、家族農業経営の活性化並びに農業経営の法人化の促進
- ウ 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進
- エ 高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進
- オ 集落を基礎とした農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進

(6) 農業経営の支援を行う者の確保に関する施策（第14条）【新設】

- ア 新たに就業しようとする者その他多様な人材の確保
- イ 農作業の受託、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進

(7) 農地の有効利用及び確保に関する施策（第15条）【一部改正】

- ア 農業の担い手に対する農地の利用の集積及び集約化
- イ 農地の適正かつ効率的な利用の促進
- ウ 農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保
- エ 荒廃農地の発生防止及び解消

(8) 農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策（第16条）【一部改正】

- ア 環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の農業生産の基盤の整備及び保全

(9) 生産振興、販売、流通等に関する施策（第17条）【一部改正】

- ア 農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大
- イ かごしまブランドの確立及び産地の育成
- ウ 南北600キロメートルの県土の広がり気象条件等の本県の特徴を生かした農畜産物の生産振興
- エ 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立、多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びに情報発信
- オ 県内産農畜産物及びその加工食品（以下「県内産農畜産物等」という）についてのイメージアップ、付加価値の向上、販路拡大及び流通の効率化
- カ 県内産農畜産物等の輸出の促進
- キ 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物等の利用促進

(10) 生産性向上に関する施策（第18条）【一部改正】

- ア 国、独立行政法人等の試験研究機関、大学、民間等と連携した試験研究を行うことによる、家畜の改良増

殖及び新品種の研究開発、環境への負荷の低減に資する農業技術及び気候の変動に適応した農業技術の開発の推進並びにそれらの成果の普及並びに試験研究体制の整備

イ 先端的な技術を活用した農畜産物の生産、加工又は流通の方式の導入の促進

ウ 普及活動の内容及び体制の充実強化

エ 動植物の防疫体制の充実強化その他の家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止

(11) 農業災害防止等に関する施策（第 19 条）【一部改正】

農業災害の防止及び軽減、農業保険への加入の促進及び被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用の促進

(12) 農村振興に関する施策（第 20 条）【一部改正】

ア 農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備

イ 農業の担い手及びそれ以外の多様な農業者並びに農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進

ウ 障害者等がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備

エ 鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進

6 基本方針の策定（第 21 条）【改正なし】

- (1) 食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 10 年間に期間とする基本方針を策定しなければならない。
- (2) 基本方針は、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。
- (3) 基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、県議会の議決を経るものとする。
- (4) 基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

7 施策の実施状況の報告等（第 22 条）【改正なし】

- (1) 毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- (2) 5 年ごとに、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。

8 財政上の措置（第 23 条）【改正なし】

県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

令和 7 年第 1 回定例会 予算特別委員会 質問

【総務部関係】

1. 令和 7 年度当初予算歳入について

- ① 県税収入増の要因について（特に個人県民税・法人事業税・地方消費税）
- ② 地方交付税について
- ③ 特別交付税の見込額について
- ④ 地方譲与税について
- ⑤ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の歳入について

2. スクラップ&ビルドの取組について

- ① 廃止した事業数およびその主なものと総額は
- ② 新規事業数およびその主なものと総額は
- ③ 拡充した事業数および増額した主なもの

3. 交通安全施設等整備事業（横断歩道等道路標示整備事業）について

- ① 集中的に 5 か年で実施する総箇所数および令和 7 年度の実施予定箇所数

4. 能登半島地震関係の事業について

- ① 危機管理防災関係の事業の内容および予算額は
- ② 単年度事業として実施するのか継続事業になるのか

5. 公債管理について

- ① 公債管理の基本的な考え方について

6. 基金について

- ① 基金の数、残高および活用の考え方について

